

○泉佐野市田尻町清掃施設組合議会傍聴規則

令和7年3月27日

泉佐野市田尻町清掃施設組合議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、組合議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、8席とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の席数により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に席数を定めることができる。

(傍聴券)

第3条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、傍聴券に記載された日に限り有効とする。

(傍聴券の交付)

第4条 傍聴券は、会議当日の開議時刻1時間前から、所定の場所において、先着順により第2条に規定する席数を限度として交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

3 会議当日の開議時刻1時間前に第2条に規定する席数を超える人数の傍聴希望者(次条第1項各号及び第3項の規定に該当する者を除く。)がある場合は、抽選により傍聴券を交付する。

(傍聴券の不交付)

第5条 次に掲げる傍聴希望者には、傍聴券を交付しない。

(1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 係員は、必要と認めるときは、傍聴希望者に対し、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問することができる。

3 係員は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者には傍聴券を交付しない。

(傍聴券の提示)

第6条 傍聴人は、傍聴席に着こうとするときは、指定の入口において傍聴券を係員に提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第7条 傍聴人は、傍聴を終え退席しようとするときは、指定の出口において傍聴券を係員に返還しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴希望者及び傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 傍聴席より先に立ち入らないこと。
- (6) 写真の撮影、録音、録画、放送等をしないこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 秘密会を開く議決があったときは、直ちに退席すること。
- (8) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が前条の規定に違反するときは、議長はこれを是正するよう命じ、その命令に従わないときは、これを退席させることができる。

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。